

○総務省告示第二百八十号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第百十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十九年九月四日から施行する。

平成二十九年九月四日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	改正後	
	事務所	所在地
[略]	和歌山行政評価事務所総務室	[略]
[略]	和歌山県和歌山市二番丁三番地 和歌山地方合同庁舎	[略]
備考 表中の「」の記載は注記である。	改正前	
	事務所	所在地
[同上]	和歌山行政評価事務所総務室	[同上]
[同上]	和歌山県和歌山市九番丁一番地	[同上]